

論点に関する情報②

令和3年4月
生産局

農林水産省

○ 農業者が安全性能の高い製品を容易に選択することができるよう、(国研)農研機構が実施している安全性検査について、受検率の向上等に向けた見直しが必要ではないか。

安全性検査に対する農業機械メーカーの意識調査の概要

- ・ 前回の検討会において、委員より「安全性検査の受検に対する農業機械メーカーの考え方を確認する必要がある」旨の御意見があったことを踏まえ、国内農業機械メーカー約60社に対してアンケート形式で、機種ごとに、安全性検査を受検している理由、受検していない理由等について調査を実施。(自由記載方式、回答：21社)
- ・ この結果、安全性検査を受検しない理由については、「多くの型式を少量ずつ製造しており、検査料や手間が負担」、「基準がわかりにくく不合格となると構造変更の負担が大きい」、「受検にメリットがないため社内基準で対応している」等の意見が寄せられた。
- ・ このため、書類審査で合否を判定するなど手続きの簡素化や手数料の削減、検査基準の明確化のほか、合格機に対する保険料の割引制度など農業者の購買行動につながる対応の強化等について検討する必要があるのではないかと。

安全性検査の受検に対する農業機械メーカーの意識調査結果

「当該機種について、自社の販売型式は全て受検している」と回答した農業機械メーカーの意見

- ・ 国内において、農業機械の安全性に関する唯一の評価制度であるため。
- ・ 不特定多数の農業者に対して販売する商品であり、機械の安全性に関する説明根拠となると考えているため。
- ・ 主要製品については、安全性を担保する必要があると考えているため。
- ・ 安全性検査の合格機であることが入札や補助導入の要件となっている場合があるため。

「当該機種について、自社の販売型式の一部は受検している」と回答した農業機械メーカーの意見

- ・ 出荷台数が少ない型式は受検機を準備することが難しいため。(社内レビューで対応)
- ・ 新型発表のサイクルが短くなり、費用対効果が見込める型式のみに絞り込んでいるため。
- ・ 輸入型式など、海外認証において安全性を担保できている型式があるため。
- ・ 入札等の要件となる見込みのない型式は受検メリットが低いため。

「当該機種について、自社の販売型式は受検していない」と回答した農業機械メーカーの意見

- ・ 当該機種は販売型式数が多く、検査料も付随試験を含むことから他の機種よりも高額であるため。(注：刈払機に関する記述)
- ・ 安全性検査では、旧安全鑑定のように細かな数値基準がなくわかりにくくなった。仮に不合格の場合は構造変更が大きな負担となる。
- ・ 安全検査は、エンジンやモーターがついた機械以外は必要ないと考えているため。
- ・ そもそも任意の制度であり、安全性検査基準に準じて開発を行っているため。

論点1 (1) ③関係

○ 現行の労働安全や車両安全の法令において、農業機械の製造や点検などを含めた使用に関して農業機械メーカーや農業者が講ずるべき取組への対応状況を明らかにし、不十分なものがある場合は、徹底を図るべきではないか。

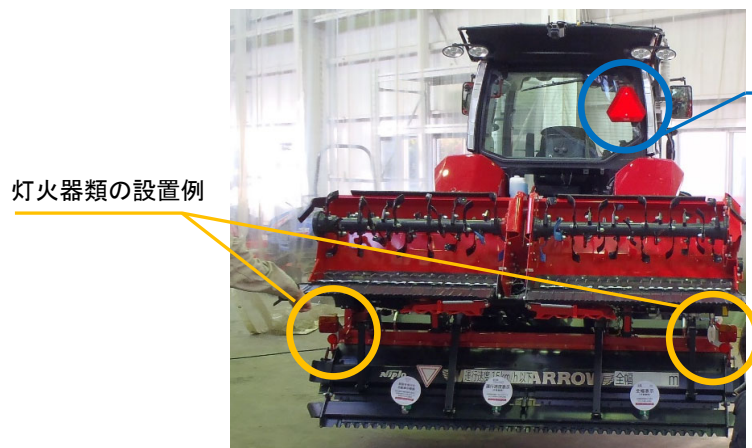
作業機付きトラクターの公道走行について

- ・ 作業機付きトラクターについて、直装式は2019年4月から、けん引式は2020年2月から、道路運送車両の保安基準において緩和措置が可能となり、作業機で見えない灯火器に見える位置へ再設置等することにより公道走行が可能になったところ。
- ・ 農業機械の交通事故については、道路を走行中に「追突」を受けることにより多くの事故が発生している中で、これら灯火器類の設置等は後続車からの視認性の向上に有効であると考えられることから、事故実態と合わせて灯火器類などの設置の重要性について、改めて農業者への周知徹底を図るべきではないか。
- ・ また、運用見直しから一定の期間が経過したが、耕うんロータリー等の作業機については、あらかじめ灯火器類などが装備されていない型式が未だ多く存在していることから、農業機械メーカーにおいても公道走行に必要な保安基準を満たす作業機を販売するなど、積極的に普及を進めるべきではないか。

直装式作業機の場合の設置例

作業機をトラクターに装備した際に、前方や後方からトラクター本体の灯火器類（ヘッドランプ、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器）が確認できない場合は、所定の位置にこれらを設置する必要がある。（※）

（※）トラクター単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合を除く。



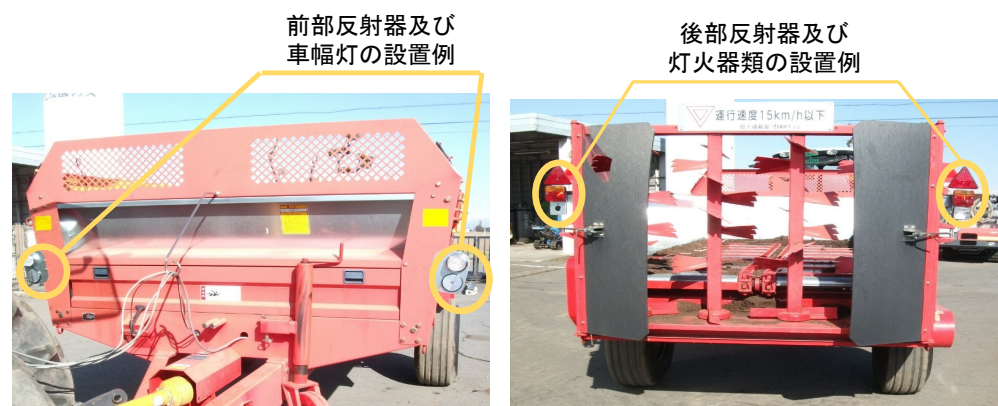
低速車マーク

注：追突防止のためにも設置が望ましい

けん引式の作業機の場合の設置例

作業機をトラクターと連結した際に、前方や後方からトラクター本体の灯火器類が確認できる場合でも、作業機の前面に車幅灯と前部反射器を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、ウインカー、後部反射器を所定の位置に設置すること等が必要である。（※）

（※）トラクター単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合を除く。



前部反射器及び車幅灯の設置例

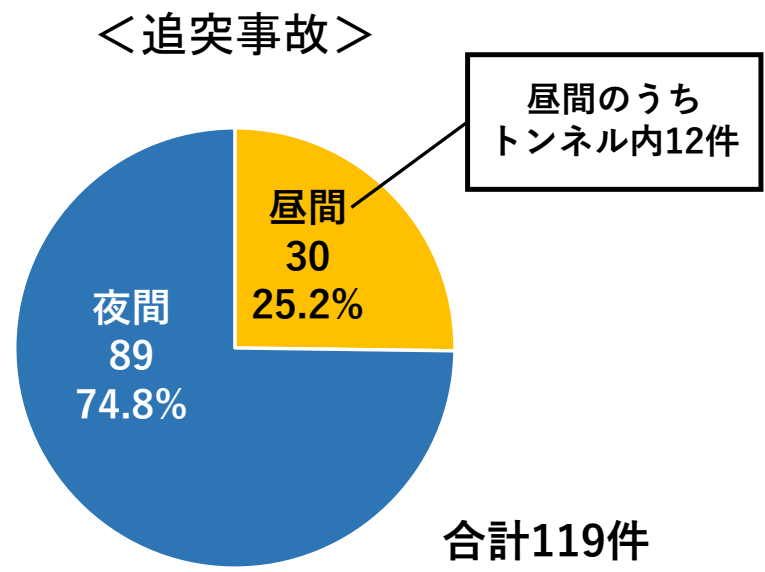
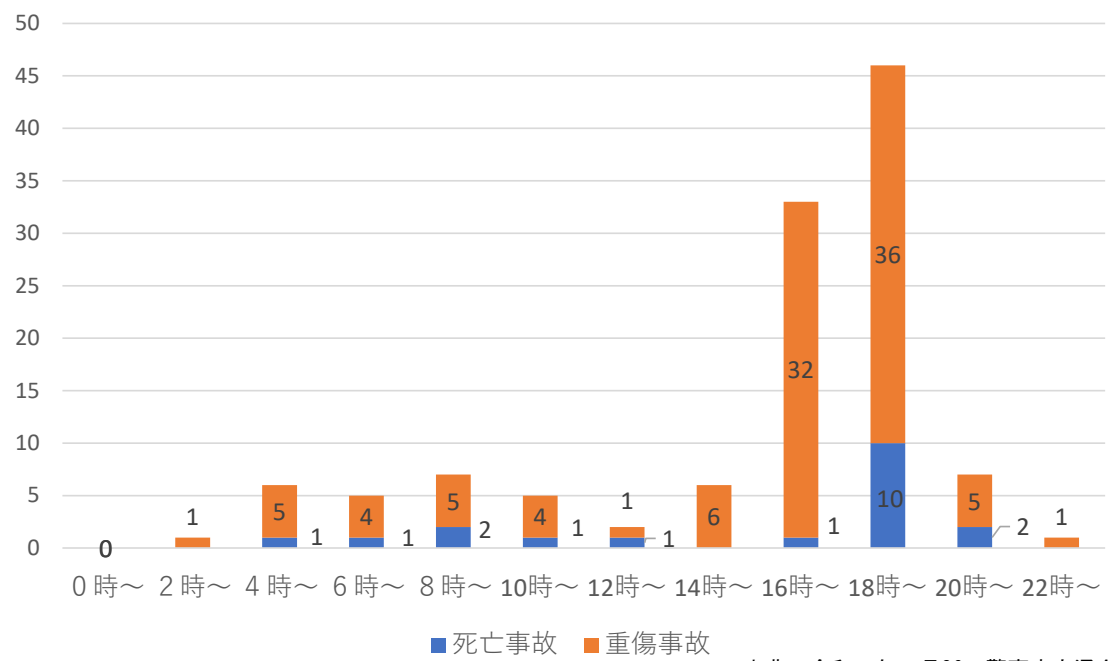
後部反射器及び灯火器類の設置例

○ 現行の労働安全や車両安全の法令において、製造や点検などを含めた使用に関して専ら農業に供されている機械とそれ以外の機械の扱いの差を明らかにし、その考え方等を確認すべきではないか。

道路運送車両法における回転灯の位置付け

- ・ 道路運送車両法に基づく保安基準では、前照灯、車幅灯、非常点滅表示灯、方向指示器等の灯火器類の設置を義務付けており、これらに類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものの設置を認めていない。
- ・ いわゆる回転灯についても、保安基準の細目を定める告示において定められたもの以外は備えることが禁止されており、乗用型トラクター等の農業機械がほ場間の移動等のために道路を走行する場合に回転灯を装備することはできない。
- ・ 一方、農業機械の交通事故の発生状況を見ると、交差点などのない道路を走行中に「追突」を受けることにより多くの事故が発生しており、また、その追突事故は16時から20時までの薄暗くなる時間帯に多く発生していることから、乗用型トラクター等の低速車に回転灯を装備することができるよう、運用を見直すことの必要性について確認すべきではないか。

農耕作業用自動車における追突事故の時間帯別の発生状況（平成28～令和2年の死亡事故、重傷事故の合計）



出典：令和3年2月26日警察庁交通企画課「農耕作業用自動車の交通事故発生状況等について」より農林水産省において作成
 注：農耕作業用自動車（農耕作業用の小型・大型特殊自動車）に乗用中（運転中又は同乗中）の交通事故を分析したものである

○ 道路運送車両の保安基準

(前照灯等)

第三十二条 自動車(被牽けん引自動車を除く。第四項において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。(以下略)

(車幅灯)

第三十四条 自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ四・七メートル以下、幅一・七メートル以下、高さ二・〇メートル以下、かつ、最高速度十五キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項及び第四十条第一項において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。(以下略)

(その他の灯火等の制限)

第四十二条 自動車には、第三十二条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

○ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

(その他の灯火等の制限)

第62条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火(色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。)を備えてはならない。

一 曲線道路用配光可変型前照灯(自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる前照灯をいう。以下同じ。)

二 配光可変型前照灯

二の二 昼間走行灯

三 側方灯

四 方向指示器

五 補助方向指示器

六 非常点滅表示灯

七 緊急制動表示灯

七の二 後面衝突警告表示灯

八 緊急自動車の警光灯

九 道路維持作業用自動車の灯火

十 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

十一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器

十二 非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。)

十三 労働安全衛生法施行令第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火

十四 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火

十五 灯火の視認性に影響のない範囲内において、自動的に灯火の光度を変化させる機能を有する尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器(以下「可変光度制御機能を有する灯火」という。)

十六 霧等により視界が制限される状況に応じて、自動的に灯火の光度を変化させることができる機能を有する前部霧灯(以下「光度可変型前部霧灯」という。)

十七 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

十九 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

二十 制動灯及び補助制動灯(運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。)

二十一 イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯火により通知する装置であって車室外に備えるもの(光度が0.5cdを超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20cm²以下のものに限る。)

二十二 アンサーバック機能を有する灯火

- 「農作業安全規範」に基づく営農の実践やGAPの取組などが広く行われるよう、協議会の構成組織等を最大限活用し、普及の徹底を図るべきではないか。

みどりの食料システム戦略（中間取りまとめ）における労働安全の位置付け

- ・ 農林水産省では、令和3年3月に「みどりの食料システム戦略」（中間とりまとめ）を示したところであるが、この中に位置付けた「具体的な取組」等として「労働安全性・労働生産性の向上」が記載されている。
- ・ 本戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けたものであり、こうした大きな政策の流れの中で、**労働安全をポジティブな取組として積極的にPRすることが重要**ではないか。

みどりの食料システム戦略（中間取りまとめ） 令和3年3月29日（抜粋）

3 本戦略の目指す姿と取組方向

(3) 本戦略により期待される効果

本戦略が策定・実践され、農林漁業者・食品企業・消費者等の行動変容が進んでいくとともに、革新的な技術・生産体系の社会実装が進んでいくことにより、持続可能な食料システムが構築され、我が国の経済・社会・環境のそれぞれについて、以下のような効果をもたらすことが期待される。

① 持続的な産業基盤

経済面からのアプローチとして、輸入割合の高い肥料・飼料や原料の調達において、輸入から国内生産への転換が進むことによる関連産業の活性化、環境への配慮や栽培・製造プロセスの透明化等を通じた国産品の評価向上による輸出拡大、また、**新技術を活かした労働安全性・労働生産性の向上による生産者のすそ野の拡大等を通じて、我が国の持続的な産業基盤の形成につながることを期待される。**

4 具体的な取組

(2) イノベーション等による持続的生産体制の構築

⑤ 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大

(労働安全性の向上等)

- ・ 人間や機械の安全で効率的な作業を前提とした作型・樹形による生産体制の構築
- ・ 農作業事故等のリスクを低減し、持続的な農業生産にも資するGAPの導入の推進
- ・ 現場ニーズに沿った労働安全や省力化・省人化、生産プロセスの標準化やカイゼン活動の促進
- ・ 危険な作業や営農管理等を代行する機械・機器の自動化

(労働生産性の向上等)

- ・ データの自動収集・分析とそれに基づく栽培
- ・ 営農管理決定支援ツールの開発・活用
- ・ 傾斜地での作業をサポートする電動式・移動式作業台車・運搬車の開発
- ・ 農業データ連携基盤(WAGRI)を通じた農機、デバイス等のデータ共有・連携
- ・ 農業大学校、農業高校等の学生・生徒や幅広い世代の就農希望者等に対し、生産性向上、労働安全、環境に配慮した農林水産業などの教育を推進
- ・ 担い手の技をAIやリモートで再現し、関係人口も含め高い生産性を発揮する農林漁業者の育成
- ・ 農地の大区画化、ICT水管理による労働生産性の向上